

発議案第17号

奥州市議会会議規則の一部改正について

上記議案を奥州市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 5 年12月19日

提出者	市議会議員	藤 田 慶 則
賛成者	市議会議員	小 野 優
同	同	高 橋 晋
同	同	高 橋 浩
同	同	千 葉 康 弘
同	同	千 葉 敦
同	同	廣 野 富 男
同	同	阿 部 加代子
同	同	中 西 秀 俊
同	同	今 野 裕 文

奥州市議会議長 菅原 由和 様

提案理由

疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため議場での会議に出席できない議員が、オンライン会議システムを活用して一般質問又は緊急質問を行うことができるようにするため、本件規則を一部改正しようとするものである。

奥州市議会会議規則の一部を改正する規則

奥州市議会会議規則（平成18年奥州市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「又は質問席」を「、質問席又は議長が指定する場所」に改める

。

第63条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムを活用した質問）

第63条の2 第2条に規定する事由のため会議に出席できない議員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用して第62条第1項又は前条第1項の規定による質問をすることができる。

- 2 議員は、前項の規定によりオンライン会議システムを活用して質問するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。
- 3 議長は、前項の許可をするときは、当該許可を求める議員がオンライン会議システムにより質問を行うための設備、場所等が適切であることを確認しなければならない。
- 4 議員がオンライン会議システムにより質問する場合において、議長は、当該議員が法第129条第1項の規定による命令に従わないときは、オンライン会議システムへの接続を解除することができる。
- 5 オンライン会議システムを活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第93条の2第1項中「同条第1項に規定する」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。